

# 磐田市新型コロナウイルス感染症休業要請協力金 申請受付要項

## <申請受付期間>

令和2年5月7日（木）から令和2年6月30日（火）まで

## <受付方法>

### 1 申請書類の提出

- ・ 郵送（簡易書留・レターパックなど郵便の追跡ができる方法に限ります。）  
申請書類を次の宛先に郵送し提出してください。（郵送料は申請者負担です。）  
切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

（宛先）〒438-8650

静岡県磐田市国府台3-1 磐田市役所経済観光課  
休業要請協力金申請受付 係

※ 6月30日（火）の消印有効

感染症予防の観点から、持参による申請はご遠慮ください。

### 2 申請要件や添付書類の確認

磐田市では、本協力金の支給が適切に行われるよう、申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて申請書類の確認を行います。このため、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあり、支給まで時間を要する場合があります。

※感染症予防のため対面での受付・説明は行いません。ご不明な点は下記の間合せ先までご連絡ください。

<間合せ先> 磐田市役所経済観光課

（電 話） 0538-37-4819

（期 間） 令和2年4月24日（金）から令和2年6月30日（火）

（時 間） 午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）

## ■協力金の概要

磐田市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、静岡県及び磐田市が指定した施設の事業者の皆様へ施設の使用停止へのご協力をお願いいたしました。（以下「休業要請」といいます。）

この依頼に応じて、休業の対象となる施設（以下「対象施設」といいます。）を運営されている方で、休業にご協力いただいた中小企業及び個人事業主の皆様に対して、「磐田市新型コロナウイルス感染症休業要請協力金」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

## ■支給額

1 事業者あたり30万円

なお、県の対象施設のうち、県の協力金支給対象施設として、別途、県又は他市町に申請している場合は、市は協力金を支給しない。

## ■申請要件

協力金の申請要件は、以下の全ての要件を満たす方（以下「申請事業者」といいます。）です。

- 1 磐田市に対象施設を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主であること。
- 2 休業要請の対象期間（令和2年4月25日から令和2年5月6日まで）の内、少なくとも令和2年4月27日から令和2年5月6日までの全ての期間において、静岡県及び磐田市の要請に応じ、休業を行うこと。
- 3 令和2年4月26日時点で、対象施設を運営していること。

### <休業要請の対象となる施設・店舗>

種類	業種
1 県の 対象施設	① 遊興施設等 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等 ② 運動、遊技施設等 体育館、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク等

	<p>③ 劇場等 劇場、映画館 等</p> <p>④ 集会・展示施設 集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ※床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものに限る。</p> <p>⑤ 商業施設 生活必需品以外の物品を販売する店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗 ※床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものに限る。</p> <p>⑥ 自動車教習所等 自動車教習所、学習塾その他学習支援施設 ※床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものに限る。</p> <p>※対象施設一覧（静岡県ホームページ内） <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-kyouryokukin.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-kyouryokukin.html</a></p>
2 市の 対象施設	<p>食事提供施設（屋内で飲食スペースを伴う施設） 例：食堂、レストラン、専門料理店、うどん・そば店、すし店、居酒屋、喫茶店、その他飲食店 ※休業期間中のテイクアウト・宅配サービスのみの営業は可 ※テイクアウト・宅配サービスの「専門店舗」は、休業要請の対象外</p>

4 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が磐田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

## ■申請手続き等

### 1 協力金に関する問合せ先

<磐田市役所経済観光課>

（電 話） 0538-37-4819

（開設期間） 令和2年4月24日（金）から令和2年6月30日（火）

午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）

## 2 協力金の申請に必要な書類等の入手方法

磐田市公式ホームページ（以下「HP」といいます。）ページ番号1008148 から入手することができます。

（URL）

[https://www.city.iwata.shizuoka.jp/bousai\\_anzen/kansenshou/1007876/1008148.html](https://www.city.iwata.shizuoka.jp/bousai_anzen/kansenshou/1007876/1008148.html)

## 3 申請書類

別表1で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

## 4 協力金の申請受付期間及び受付方法

### (1) 申請受付期間

令和2年5月7日（木）から令和2年6月30日（火）まで

### (2) 申請受付方法

郵送（簡易書留やレターパックなど郵便の追跡ができる方法に限ります。）

申請書類を次の宛先に郵送し提出してください。（郵送料は申請者負担です。）

6月30日（火）の消印有効

（宛先）〒438-8650

静岡県磐田市国府台3-1 磐田市役所経済観光課

休業要請協力金申請受付 係

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

【注意】感染症予防の観点から、持参による申請はご遠慮ください。

## 5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。

## 6 通知等

(1) 県及び市からの休業要請にご協力いただいた事業者については、磐田市のHPにおいて、対象施設名（屋号等）をご紹介します。

(2) 申請書類を審査した結果、協力金の支給を決定をしたときは、後日、支給に関する通知を送付いたします。

(3) 一方、申請書類の審査の結果、協力金を支給しない決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付いたします。

## 7 支給の時期

協力金の支給開始は申請書類受理後2～3週間程度を予定しています。

### ■その他

- 1 協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、磐田市は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、加算金を支払うこととなります。
- 2 協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、磐田市は、対象施設に関する検査、報告等を求めることがあります。